

★「第11回公募がはじまりました！『事業再構築補助金』」

～公募は残り2回！ この機会に申請してみませんか？～

◆事業再構築補助金とは？

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

また、事業再構築を通じて事業規模を拡大し、中小企業者等から中堅・大企業に成長することや、中堅企業等が海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことで高い成長率を実現することは特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。

受け取れる金額と対象企業

補助率は企業規模によって、
上限額は従業員数によって変わります！

※詳細は別途公募要領をご確認ください



産業構造転換枠の場合

企業規模	補助率
中小企業	2/3
中堅企業	1/2



従業員数	補助上限額
20人以下	100万円～2,000万円
21～50人	100万円～4,000万円
51～100人	100万円～5,000万円
101人以上	100万円～7,000万円

メインの補助対象経費

建物費（建物の建築・改修に要する経費）・建物撤去費・設備費 など
※その他、詳細は別途公募要領をご確認ください



関連経費として利用可能

- ・ 外注費（製品開発に要する加工、設計等）
- ・ 技術導入費（知的財産権導入に係る経費）
- ・ 研修費（教育訓練費等）
- ・ 広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- ・ リース費、クラウドサービス費、専門家経費

【対象外】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）、販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水道費、通信費
観光農園等のうち栽培に係る経費、再生可能エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該、また設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネルなど）※グリーン成長枠に応募する事業者も対象外となります。
※FIT・FIPに関連して売電を行っている場合、関連費用は一切補助対象外となります。売電を行わない事業において、BCP等で法令上義務付けられている等、補助事業実施に必要不可欠と判断される場合にのみ、蓄電池は補助対象となります

— 第11回公募スケジュール —

公募開始：2023年8月10日（木）

応募締切：2023年10月6日（金）18:00

この機会にぜひ、申請をご検討ください！



◆最後に・・・

今回は応募締切まで2ヶ月弱と、短い公募期間になっています。
この機会にぜひ申請にチャレンジしてみませんか？
補助金申請には認定支援機関の伴走支援が必要です。